

第4回「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議次第

日時：令和6年3月18日（月）
10:00～

場所：統轄監室（オンライン）

1 開会挨拶（統轄監）

2 報告事項

- ・孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会開催概要
- ・孤独・孤立に関する主な事業（令和6年当初予算）

3 協議事項

- ・孤独・孤立対策プラットフォームの構成団体拡大について
- ・県の孤独・孤立対策地域協議会の設置について

4 その他

1

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要

○プラットフォームの概要

孤独・孤立の問題については、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合があり、一方で、NPO法人や社会福祉法人等の支援機関単独では対応が困難な実態もあることから、行政、民間支援機関等、多様な主体が幅広く参画し、官民一体で取組を推進する。

【活動内容】孤独・孤立対策に関する広報活動、孤独・孤立対策に取り組むNPO法人等の支援、関係機関の取組の情報共有及び課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動など

○構成機関

【民間支援機関等】

NPO法人鳥取青少年ピアサポート、N.K.Cナーシングコアコーポレーション合同会社、NPO法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所、社会福祉法人鳥取いのちの電話、鳥取県地域生活定着支援センター、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会、鳥取県民生児童委員協議会、鳥取県児童福祉入所施設協議会、鳥取県居住支援協議会、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）、鳥取県商工会議所連合会

【社会福祉法人】社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

【行政】市町村、鳥取県教育委員会、県（事務局）

○第1回（令和4年9月14日（水））

【概要】プラットフォームの創設、国及び県の動きの共有等

○第2回（令和4年12月27日（火））

【概要】第1回会議後の取組状況の共有、令和5年度事業実施に向けた方向性等

○第3回（令和5年8月28日（月））

【概要】令和5年度6月補正事業、孤独・孤立アンケートの概要、相談窓口の顔の見える関係作り等
→「孤独孤立サポート団体」について創設を検討、「困りごと相談窓口」と関係機関の連携強化

孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会の概要

○審議会の概要

民間支援団体等と協働して行う特定援助者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証する。

○委員

虹の会(不登校や障害・ひきこもりの親の会)代表、(一社)鳥取県手をつなぐ育成会 会長、鳥取県重症心身障害児(者)を守る会 会長、(一社)日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事(一社)日本ALS協会県支部 幹事、鳥取県いじめ・不登校総合対策センター スクールソーシャルワーカースーパーバイザー、(一社)鳥取県助産師会 会長、男性介護者ネットワーク鳥取県 代表、県依存症支援拠点機関・渡辺病院 精神保健福祉士、(社福)日南福社会理事長、(学法)藤田学院鳥取短期大学 准教授、智頭町福祉課 参事(福祉事務所)、北栄町地域包括支援センター センター長、鳥取県民生児童委員協議会 理事、鳥取県商工会議所連合会 幹事長、(社福)鳥取県社会福祉協議会、連合鳥取

○第1回(令和5年4月10日(月))

【意見概要】

- ・制度・事業はあるが実際にサービスを提供する場所・事業者がないことも多く、その部分に対しても充実を図っていただきたい。
- ・市町村で差が出ないように、総ての市町村で事業に取り組むようにすべき。県は、市町村が実施に向けて動き出す支援を行うことが重要。
- ・支援機関の連携強化のための情報共有はハードルが高いが、そこを乗り越えなければ地域の方との連携ができない。
- ・具体的な事案を発見した場合にどこに繋ぐかが明確であることが必要、また、繋いだ先はコーディネート力が必要で力量ある職員を育てていくことが必要。
- ・事業を行って孤独・孤立を感じる人が減ったか当事者の意見を聴く場が必要。
- ・あいサポートバッジやオレンジリボンのように意識しやすいものを作っていたら嬉しい。

孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会の概要

○第2回(令和6年1月15日(月))

【意見概要】

- ・官民連携プラットフォームを拡大することだが、どのような団体に声かけをしていくのか。
- ・県がプラットフォームを拡大することはよいことだが、市町村行政や地域の中で現在より孤独・孤立対策を進めていく仕組みを作ることも重要。
- ・地域が充実していかなければ、孤独・孤立の問題は解決しない。地域住民に働きかけていき、また、当事者とともに動いている人を入れていかないと、実態がわからない。
- ・孤独・孤立に関するアンケート報告の中に「ある程度の時間をかけながら、つながり続ける」というフレーズがあったが、関わりを続ける中で状況が変わることもあり、非常に重要なポイント。
- ・支援が必要な対象者を具体的に想定できないことが難しい部分。支援拒否のケースもあり、支援が過多になることもある。コーディネーターの役割も重要。
- ・一番重要なことは理解啓発。講演やワークショップなど、いろいろな仕掛けがあり、安心して相談できてくらしにいける地域にならないといけない。
- ・理解啓発を行うことは重要。また、相談だけをベースにするのではなく、ピアサポートや当事者に寄り添う形での進め方も重要では。

令和6年度孤独・孤立関係事業

○県における孤独・孤立関係事業は別添PDFのとおり

○また、当課事業のうち、プラットフォームに関する予算は以下のとおり。

■みんなで進める「孤独・孤立対策」事業

(1) 拡大「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」によるワークショップの開催

・同じ取り組みを行っている団体同士の横のつながりを作り、分野ごとの好事例の展開や顔の見える関係作りのため、支援団体間の関係構築・交流や行政との対話のため、前半は基調講演、後半は支援分野(ピアサポート、居場所づくり、人材育成など)のワークショップを実施。

・このワークショップ等を通し、プラットフォーム構成団体の相互連携と協働を促進することにより、支援の質の向上、孤独・孤立状態に陥っている方に複数の機関が関わり、スムーズな支援が可能となる体制を作っていく。

(2) 「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」広報・交流経費補助

・支援団体の取り組みの活性化、自治体以外の主体による孤独・孤立対策の取り組み推進、支援団体同士の連携・協働を進めていくため、プラットフォーム構成団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動(チラシ作成、講演会、ワークショップ、フォーラム等)に県として支援する。

※広報・交流経費補助金 30万円×2/3(補助率)×5団体

(3) 「とっとり孤独・孤立対策」の輪の拡大

深刻化する「社会的孤立」に対応するため、自らの地域において、孤独・孤立を深めている人を見守り、必要に応じて声をかけたり、孤立状態にありながら行政が把握していない人を見つけ出し、支援につなぎ、見守りを継続する「とっとり孤独・孤立サポーター」(仮称)制度を創設し、全県に展開していく。

→PF構成団体からもご意見をいただき、来年度事業を推進していきたいと考えています。

5

「孤独・孤立対策推進法」の施行について

- ・ R6.4.1「孤独・孤立対策推進法」が施行となる。
- ・ 「孤独・孤立」の問題に対しては、行政単独やNPO等の支援機関単独では対応が困難な実態があることを踏まえ、地方においても様々な関係者が相互に連携し、協働して、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進を図る官民連携体制を構築すべく、「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の推進を行う必要がある。(法第11条)
- ・ また、併せて、個々の当事者等への具体の支援内容について協議する「孤独・孤立対策地域協議会」の設置が努力義務となっている。(法第15条)

→このことから、本県としては、以下のとおり本プラットフォームを再構成することとしたい。

- 現在のプラットフォーム会議構成団体を法第15条に基づく「孤独・孤立対策地域協議会」などの機能を持つ「幹事団体」とし、
- プラットフォームでの活動を活性化し、関係者相互間の連携と協働を促進するため、プラットフォーム構成団体を拡大することとして、「一般団体」の募集を行う

6

「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の拡大について

1 構成機関の拡大

- ・ 拡大前の構成機関に加え、以下の活動を実施し、活動の趣旨に賛同する団体を構成機関とする。

2 主な活動内容（下線が新たな役割・活動）

- ・ 孤独・孤立対策に関する広報活動
- ・ 孤独・孤立対策に取り組む構成機関間の交流(情報共有を含む)
- ・ 孤独・孤立に関する相談支援・援助、及び相談のハードルを下げる取組の実施
- ・ 孤独・孤立に関するアウトリーチ・実態把握
- ・ 行政と孤独・孤立対策に関する対話、行政への政策提言
- ・ 各市町村における重層的支援体制整備事業の実施
- ・ 課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動 など

[加入メリット]

- 孤独・孤立対策を実施・推進している他団体と「つながる」ことができる。
- 国、県からの情報やPF参加団体が主催するイベント等を「知る」ことができる。
- 自らの団体が実施している活動を他の団体や地域へ「知らせる」ことができる。
(草の根活動のような小さな団体でも、対外的なPR効果が期待できる)

→ 県として活動支援を行うため、ワークショップ実施、フォーラム開催補助、ピアサポート補助金等活動補助を実施。

→ PF構成団体からもご紹介いただき、随時構成団体を追加していきたいと考えています。

「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の拡大について

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

プラットフォーム会議

幹事団体

労働者協同組合ワーカーズコープ事業団
 さんいんみらい事業所
 NPO法人鳥取青少年ピアサポート
 N.K.C ナーシングコアポレーション
 (社福)鳥取いのちの電話
 鳥取県地域生活定着支援センター
 (一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会
 鳥取県民生児童委員協議会
 鳥取県児童福祉入所施設協議会
 鳥取県居住支援協議会
 鳥取県弁護士会
 日本司法支援センター鳥取地方事務所
 鳥取県商工会議所連合会
 (社福)鳥取県社会福祉協議会
 鳥取県・鳥取県教育委員会
 各市町村

【幹事団体の機能】

- 1 PF活動の「企画」・「検証」
- 2 PF活動の「周知」・「発信」
- 3 県の孤独・孤立施策への提言
- 4 規定や幹事団体の決定
- 5 法15条に定める「孤独・孤立対策地域協議会」

PF会議が中心となって企画したPFの取組への参加を呼びかけ

PFの取組への参加

一般団体

こども食堂、再犯防止、福祉団体、ピアサポート団体など幅広い支援機関を公募

【一般団体の機能】

- 1 連携した相談・支援の提供
- 2 連携事業の実施やフォーラムへの参加
- 3 分野横断的な情報共有
- 4 広報・交流活動の実施
- 5 市町村重層事業への参画

ワークショップ

フォーラム

分科会等

※県孤独・孤立対策課が事務局となり、PF全体の運営・企画、一般団体の募集を実施。

「孤独・孤立対策地域協議会」の設置について

・地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、個々の当事者等への具体の支援内容について協議する「孤独・孤立対策地域協議会」の設置が孤独・孤立対策推進法第15条により努力義務となっている。

※「孤独・孤立対策地域協議会」については、設置した旨、協議会の名称、関係機関等の名称等を公示。

<構成団体に関する考え方>

・協議会で議論した個別ケースを基に、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームで課題の共有や今後さらに必要なサービスについて議論されることも想定されるため、協議会の構成機関等は、構成機関等となっていない参画する関係機関等にも、協議会の活動内容について情報連携を行うよう心掛けること。

(その際、法第16条第3項に基づく必要な協力や法第18条に基づく秘密保持義務の規定はプラットフォームには適用されないものであるため、プラットフォームにおいて個別ケースにおける個人情報を取り扱うことのないよう留意。)

→本県としては、プラットフォームのうち、幹事団体構成団体を孤独・孤立対策推進法第15条に規定する「孤独・孤立対策地域協議会」として位置づけ、個別事案が発生した際の対応を行うこととしたいと考えています。

9

【参考】「孤独・孤立対策推進法」について

○法に基づく孤独・孤立対策の趣旨

・福祉制度など既存の各種支援施策は、具体的に起こる問題に対応する、いわゆる「課題解決型の支援」に重点が置かれているものである一方、孤独・孤立対策は、こうした対応に加え、さらなる問題に至らないようにする「予防」の観点からの取組が重要。

・以下三点を基本理念とし、孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであり、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたるという前提の元、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法により対応することが求められる。

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進
- (3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

・このため、孤独・孤立の当事者や家族等が支援を求める声をあげやすく、周りの方が当事者への気付きや対処をできるための環境整備、日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりなどに取り組む。

10

今後の予定

- ・3月18日 第4回プラットフォーム会議開催
- ・4月1日 とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの拡大
電子申請により、プラットフォーム会員の募集開始
- ・4月中旬まで 孤独・孤立対策協議会の設置

プラットフォーム構成団体の皆様へのお願い

- ・とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム拡大にあたって、一般団体として参画いただける団体への声かけをお願いします。
- ・本県孤独・孤立対策事業への引き続きのご協力、ご提案をお願いします。

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約

(名称)

第1条 本会は、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と称する。

(目的)

第2条 本会は、本県の孤独・孤立対策に取り組む多様な NPO 法人や社会福祉法人等の支援機関との複合的な官民の連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組みの推進に繋げることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 孤独・孤立対策に関する普及・広報活動
- (2) 孤独・孤立対策に取り組む NPO 法人等の支援
- (3) 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための県、市町村及び NPO 等支援組織間の複合的・広域的な連携強化
- (4) 関係機関の取組の情報共有及び課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員等)

第4条 本会は、第1条の目的に賛同し、本規約を順守する、幹事団体及び一般団体により組織する。

(1) 幹事団体

孤独・孤立対策に関連する分野において県内で役割を担い、かつ、本会の活動に継続的・主体的に取り組むことが可能な NPO 等支援組織及び行政機関であり、プラットフォーム会議において選出された団体。ただし、本会の設立時は別表に掲げる団体とする。

(2) 一般団体

前号以外の孤独・孤立対策に関連する取組みを行う行政機関及び NPO 等支援組織

(加入)

第5条 本会の幹事団体として加入候補となっている団体は、事務局へ幹事団体加入内諾書（別添様式）を提出するものとする。

2 新たに本会の一般団体への入会を希望するものは、別に定める加入申込書を事務局に提出するものとし、事務局において入会が適切であると認める場合に、会員となることができ

る。

(退会・除名)

第6条 一般団体は、退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

また、一般団体が次の各号のいずれかに該当する場合、除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡が取れない場合
- (2) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害した場合
- (3) 一般団体が解散又は活動を停止した場合
- (4) 暴力団等反社会的勢力であること、又は反社会的勢力との関係があることが判明した場合
- (5) その他、本会の運営にあたり重大な支障が生じると認められた場合

(会費)

第7条 本会に係る入会費及び年会費は徴収しない。

(プラットフォーム会議の構成)

第8条 本会の幹事団体により構成するプラットフォーム会議を設置する。

(プラットフォーム会議の機能)

第9条 プラットフォーム会議は、この規約に別に定めることのほか、次の事項を議決する。

- (1) 本会に関する規定の策定・改廃
- (2) 幹事団体の選出・退会
- (3) 一般団体の除名
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(プラットフォーム会議の開催)

第10条 プラットフォーム会議は、必要の都度、幹事団体又は事務局の要請により開催する。

2 議長は原則選出しないが、必要に応じて出席会員の互選により選出することができる。

3 プラットフォーム会議には、必要に応じて幹事団体以外の者の出席を求めることができる。

(プラットフォーム会議の定足数)

第11条 プラットフォーム会議は、幹事団体の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

2 前項の出席者には、表決の委任をしたものも含む。

(プラットフォーム会議の決議)

第12条 プラットフォーム会議の議事は、議決に加わることのできる出席会員の3分の2以上の賛成により決定する。

2 議長は採決に加わることができない。

3 プラットフォーム会議に出席しない幹事団体は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって出席する幹事団体を代理人として表決を委任することができる。

4 プラットフォーム会議の議事に対して、電子メールによる意思表示もできるものとする。電子メールにより一つ以上の議案に対して賛否の意思表示を行った幹事団体については、出席会員として数える。

5 前条第1項の規定にかかわらず、幹事団体の3分の2以上が書面又は電磁的記録により賛成の意思表示をしたときは、プラットフォーム会議の決議があったものとみなす。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理させるため、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課に事務局を置く。

(その他)

第14条 本規約に定めがあるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する

別表

特定非営利活動法人鳥取青少年ピアサポート
N.K.C ナーシングコアコーポレーション合同会社
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団さんいんみらい事業所
鳥取いのちの電話
鳥取県地域生活定着支援センター
一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会
鳥取県民生児童委員協議会
児童福祉入所施設協議会
日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）
鳥取県弁護士会
鳥取県商工会議所連合会

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
鳥取県居住支援協議会
各市町村
鳥取県
鳥取県教育委員会事務局

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム一般団体入会要領

(目的)

第1条 この要領は、とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約第4条第2項、第5条第2項及び第6条の規定に基づき、本会の一般団体入会及び退会に関し（行政機関及び社会福祉協議会は除く）、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 本会の一般団体として加入しようとする団体等からは、入会申込書（別紙1）の提出を求めることとする。

2 前項の加入申し込みに対しては、事務局において加入の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 前項の加入の可否の決定に当たっては、主に以下の点を確認する。

- (1) 団体等の活動が孤独・孤立対策の推進に関連があること
- (2) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
- (3) 入会できる団体等は、NPO、社会福祉法人、財団法人、社団法人、任意団体、民間企業などとし、個人での入会は認めない。

(団体名簿及び団体に関する情報の取扱い)

第3条 本会に入会した団体は、本会の管理する団体名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該団体は、遅滞なく変更届（別紙2）を事務局に提出しなければならない。

3 団体名簿に登録された団体に関する情報については、原則、団体同士で共有されるとともに、公開されるものとする。

(退会事由及び手続)

第4条 団体は、退会届（別紙3）を提出して、任意に退会することができる。この場合は、団体名簿の登録を抹消する。

2 プラットフォーム規約第6条の定めにより、本会から除名された場合、前項に準じて団体名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、事務局において再入会の可否を決定し、これを申込団体に通知する。また、除名により団体資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は再入会を認め

ないこととする。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、この規則の改廃は、軽微な内容を除きプラットフォーム会議の決議をもって行う。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年度当初予算(孤独・孤立対策関連予算)

課名	事業名	事業内容	予算額
輝く鳥取創造本部 人口減少社会対策課 →輝く鳥取創造本部	(新) 安心して住み続けられる「鳥取型ふるさとづくり」推進事業	地域・集落の生活機能の維持・確保、地域集落基盤(拠点)の創設・強化に資する新たな取組を支援するとともに、「買物環境」、「地域交通」、「医療・介護」、「防災」などの各種施策を繋げたオーダーメイド型支援で、人口減少の進行を背景に浮き彫りとなった地域課題を解消し、それぞれの地域に合った安心して住み続けられる「鳥取型ふるさとづくり」を実現する。	100,000
地域社会振興部 県民参画協働課 →輝く鳥取創造本部 協働参画課	(新) ミラ・クル・とっとり運動推進事業	とっとり県民活動活性化センターが主体となって「ミラ・クル・とっとりプラットフォーム」を立ち上げるとともに、活動への助成や表彰等により、活動の活性化と成功事例の横展開を図り、様々な活動分野の団体がゆるやかにつながり、ネットワークを強化することで地域課題解決につなげる新たな県民運動「ミラ・クル・とっとり運動(鳥取県の未来が来る(ミラ・クル)ための運動)」を巻き起こす。	79,111
地域社会振興部 県民参画協働課 →輝く鳥取創造本部 協働参画課	持続可能な地域づくり団体 支援事業(ギフ鳥)	地域づくり団体が、自らの活動の社会的意義や成果などを広報し、支援者から資金を調達できるふるさと納税を活用した仕組みを提供し、地域づくり団体の体制基盤強化を図り、持続可能な地域づくりにつなげる。	33,093
地域社会振興部 県民参画協働課 →輝く鳥取創造本部 協働参画課	SDGs推進事業	2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に向けて、官民連携ネットワークによるSDGsの普及啓発や子どもたちのSDGs活動に対する支援を行い、地域課題解決に資する行動変容や実践拡大につなげる。	11,138
輝く鳥取創造本部 交流推進課	多文化共生推進事業	近年、県内の在住外国人は増加傾向にあり、国籍も多様化している中で、外国人の方に寄り添った多文化共生の取組を推進し、在住外国人が安心、安全に生活できる環境整備を行う。	31,201
危機管理部 危機管理政策課	災害ケースマネジメント実施体制整備事業	災害ケースマネジメントの全県展開を進めるため、鳥取県社会福祉協議会に設置した「鳥取県災害福祉支援センター」において、市町村における災害ケースマネジメント実施体制の整備を図る。	13,664
地域社会振興部 人権・同和対策課	(新) 性暴力に係る啓発事業費	男性、女性、子ども等への性暴力に関して、関係部局による対策チームを通して情報共有を図るとともに、性暴力の防止に向けて啓発・広報、相談・支援を行う。	1,831
地域社会振興部 人権・同和対策課	多様な性を認め合う社会づくり推進事業	性の多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進めるため、電話相談事業、啓発事業、人材育成事業、居場所づくり支援事業、「とっとり安心ファミリーシップ制度」の運用等を行う。	3,714
福祉保健部 孤独・孤立対策課	生活困窮者総合支援事業	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う自立に向けた支援を県がサポートし生活再建を図る。	70,621
福祉保健部 孤独・孤立対策課	(新) みんなで進める「孤独・孤立対策」事業	「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に現在より多くの支援機関等を加えて拡大し、先行事例の横展開、構成団体の広報活動・交流活動への支援を行うとともに、孤立状態にありながら行政が把握していない人を見つけ出し、支援につなぎ、見守りを継続する「とっとり孤独・孤立サポーター」制度を創設する。	3,768
福祉保健部 孤独・孤立対策課	孤独・孤立対策官民連携推進事業	「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」に基づき、以下の事業を官民連携で実施する。 ・孤独・孤立に悩む方の相談の窓口としての窓口を設置し、相談内容によって専門の相談窓口や支援機関につなげることで等により支援の充実を図る。 ・施策の調査審議・実施状況の検証を行う「孤独・孤立を防ぐ、温もりある社会づくり審議会」を設置・運営する。	20,934
福祉保健部 孤独・孤立対策課	孤独・孤立対策市町村等支援強化事業	従来の属性別(高齢、障がい、子育てなど)ではなく、狭間のニーズ等に対応できる市町村による包括的な支援体制の整備・充実に対して支援する。	75,094
福祉保健部 孤独・孤立対策課	鳥取県再犯防止推進事業	刑務所出所予定者のうち帰住先がない障がい者又は高齢者あるいは障がい又は高齢により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人等を対象に、福祉サービスや生活環境の調整を行う地域生活定着支援センターを運営する。また、高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制を検討する。	31,274
福祉保健部 孤独・孤立対策課	ヤングケアラー支援推進事業	ヤングケアラーの孤立を防ぐため、ヤングケアラーが気軽に相談できるSNS相談の実施、電話相談対応の365日・24時間化及びヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催する。また、支援者がヤングケアラーに早期に気付く体制を構築するための研修を行う。	17,830
福祉保健部 孤独・孤立対策課	ひきこもり支援推進事業	ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援するため、SNS相談の実施、オンラインによる家族教室(ひきこもりの家族が抱える相談や家族同士の交流ができる場)、ひきこもり問題を考えるフォーラムの開催、職場体験事業等を実施する。	45,528
福祉保健部 孤独・孤立対策課	民生委員費	民生委員・児童委員の活動をバックアップするため、その活動経費を支援し、民生児童委員協議会等の行う研修事業等に対して補助をする。	84,765
福祉保健部 長寿社会課	(拡充) 中山間等訪問介護事業安定確保対策事業	中山間地域において、在宅生活を支える訪問介護事業を安定的に提供するため、事業継続が困難となっている事業所の運営費支援の対象となる地域を拡大するとともに、新たに、人員の柔軟な活用等を行う訪問介護事業所の人件費、通所介護事業所等が訪問介護事業に参入する場合の初度経費を支援する。	18,000

福祉保健部 長寿社会課	(新) ICT活用による認知症行方 不明防止支援事業	GPSなどのICTを活用して認知症行方不明者対策の強化を行う市町村を支援する。	2,000
福祉保健部 健康政策課	みんなで支えあう自死対策 総合推進事業	平成30年4月に策定した自死対策計画「みんなで支え合う自死対策プログラム」において、県民一人ひとりの自死に関する理解を深め、地域や職場、医療機関などの専門機関が一丸となって支えていく環境づくりを進めていくため、自死に関する様々な取組を実施する。	30,582
子ども家庭部 子育て王国課	(新) シン・子育て王国とっとり本 格始動事業	地域における子育て環境の整備、及び県民全体の子育てへの機運醸成を図るため、子育て王国アプリの改修による子育て情報の発信強化、市町村の地域の人材、つながりを活用した取組への支援、「シン・育児の日県民キャンペーン」及び子育て応援駐車場の整備支援を行う。	34,931
子ども家庭部 家庭支援課	(新) 子ども食堂運営費高騰対策 支援事業	物価高騰の影響を受けているこどもの居場所(子ども食堂)の運営を支援するため、光熱水費や食材費の引上げにより上昇した運営費の一部を支援する。	1,870
子ども家庭部 家庭支援課	(拡充) 願いに寄り添う不妊治療拡 大支援事業	不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、保険外併用で実施される先進医療を支援するとともに、全額自費で実施される診療への助成額・助成回数を拡充する。	68,850
子ども家庭部 家庭支援課	(拡充) 健やかな妊娠・出産のため の応援事業	安心・安全な妊娠・出産及び希望する妊娠・出産・子育てを支援するため、新たに助産師へのLINE相談体制を構築するとともに、専門家への相談、ピアカウンセリング体制等を整備するほか、ライフプランセミナーや新米父親向け育児講座等を実施する。	20,611
子ども家庭部 家庭支援課	(新) 産後ケア無償化事業	支援が必要な方がためらわず産後ケアを受けるための環境を整備するため、既存施設に加え、新たに助産師派遣型の産後ケア施設の利用料を無償化する。	6,000
子ども家庭部 家庭支援課	(拡充) 子どもの貧困対策総合支援 事業	子どもの貧困対策として、地域の実情に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の実施に取り組む市町村等を支援するため、子どもの居場所に係る立上げ経費及び運営経費を支援する。新たに備品更新を支援するとともに、開設実態に応じて運営費を支援する。	28,321
子ども家庭部 家庭支援課	(拡充) 退所児童等アフターケア事 業	児童養護施設等を退所後の者等を支援するため、就職や人間関係の相談に対応する施設を運営する。新たに1か所増設することでよりきめ細やかな支援を行う。	47,790
子ども家庭部 家庭支援課	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭等の生活向上のため、児童の学習支援や相談体制の充実に要する経費を補助する。	20,196
子ども家庭部 家庭支援課	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭の就業支援の促進を図るとともに、経済的な自立を支援するために各種事業を行う。	8,528
子ども家庭部 総合教育推進課	(拡充) 不登校対策事業	不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するため、フリースクールを運営する事業者を支援するとともに、家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用等に対して支援を行う。	23,719
生活環境部 くらしの安心推進課	(拡充) 犯罪被害者寄り添い支援事 業	犯罪被害者に被害直後から寄り添い、中長期にわたる支援を行うため、犯罪被害者支援に特化した専門組織を新設し総合相談窓口を設置するとともに、犯罪被害者への経済的支援等を充実させる。	55,790
生活環境部 住宅政策課	住宅セーフティネット支援事 業	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)に対して改修費、家賃低廉化及び家賃債務保証費低廉化の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援するとともに、鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援することにより、本県における住宅セーフティネット環境の充実を就職氷河期世代の県内での就労促進に向け、企業見学ツアーや企業向けの採用支援セミナー等の求職者と受入企業とのマッチング創出、国の助成金の受給決定者に県独自での上乗せ支援等を実施する。	16,378
商工労働部 雇用・働き方政策課	就職氷河期世代活躍支援事 業	就職氷河期世代の県内での就労促進に向け、企業見学ツアーや企業向けの採用支援セミナー等の求職者と受入企業とのマッチング創出、国の助成金の受給決定者に県独自での上乗せ支援等を実施する。	21,312
商工労働部 雇用・働き方政策課	障がい者就労・職場定着支 援強化事業	障害者就業・生活支援センターに支援員等を配置するなどして、障がい者の就労促進を進めるとともに、ジョブコーチ支援の充実を図ることにより、障がい者の職場定着の強化を図る。	84,289
教育委員会 いじめ・不登校総合 対策センター	(拡充) 不登校児童生徒のつなが り・学びの充実推進事業	不登校児童生徒の居場所と学びの場を確保及び全ての児童生徒の心の小さなSOSを見逃さない安心して学校生活を過ごせる体制整備のため、学校生活適応支援員の増員、校内サポート教室の増設のほか、学校への専門家派遣を拡充する。	8,916

令和五年法律第四十五号

孤独・孤立対策推進法

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 孤独・孤立対策に関する施策（第八条—第十九条）
- 第三章 孤独・孤立対策推進本部（第二十条—第二十七条）
- 第四章 罰則（第二十八条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態（以下「孤独・孤立の状態」という。）にある者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組（以下「孤独・孤立対策」という。）について、その基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 孤独・孤立対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること。
- 二 孤独・孤立の状態となる要因及び孤独・孤立の状態が多様であることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（以下「当事者等」という。）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにすることを旨とすること。
- 三 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われるようにすることを旨とすること。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（次条及び第六条において「基本理念」という。）にのっとり、孤独・孤立対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の努力)

第五条 国民は、孤独・孤立の状態にある者に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が実施する孤独・孤立対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、孤独・孤立対策に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 孤独・孤立対策に関する施策

(孤独・孤立対策の重点計画)

第八条 孤独・孤立対策推進本部は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（以下この条及び第二十一条第一項第一号において「孤独・孤立対策重点計画」という。）を作成しなければならない。

2 孤独・孤立対策重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針
- 二 孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 孤独・孤立対策重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 孤独・孤立対策推進本部は、第一項の規定により孤独・孤立対策重点計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5 孤独・孤立対策推進本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果を遅滞なく公表しなければならない。

(国民の理解の増進等)

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(相談支援)

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(協議の促進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援)

第十三条 国は、孤独・孤立対策に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び当事者等への支援を行う者が行う孤独・孤立対策に係る活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十四条 国は、孤独・孤立の状態にある者の実態に関する調査研究その他の孤独・孤立対策に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援(以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。)に関係する機関及び団体、支援に係る職務に従事する者その他の関係者(次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。)により構成される孤独・孤立対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第十六条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(次項及び次条において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(協議会の孤独・孤立対策調整機関)

第十七条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り孤独・孤立対策調整機関(次項及び次条において「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(秘密保持義務)

第十八条 協議会の事務(調整機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第十九条 第十五条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 孤独・孤立対策推進本部

(設置)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 孤独・孤立対策重点計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議すること。

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体、協議会又は関係機関等の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十二条 本部は、孤独・孤立対策推進本部長、孤独・孤立対策推進副本部長及び孤独・孤立対策推進本部員をもって組織する。

(孤独・孤立対策推進本部長)

第二十三条 本部の長は、孤独・孤立対策推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(孤独・孤立対策推進副本部長)

第二十四条 本部に、孤独・孤立対策推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(孤独・孤立対策推進本部員)

第二十五条 本部に、孤独・孤立対策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務大臣
- 二 法務大臣
- 三 文部科学大臣
- 四 厚生労働大臣
- 五 農林水産大臣
- 六 国土交通大臣
- 七 環境大臣

八 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十七条 第二十条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第二十八条 第十八条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第二十八条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年一一月二九日法律第七九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第六十六条の十二第二項、第一百五十五条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二十の十八第二項並びに第一百五十六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五条中農業協同組合法第十一条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項、第七十条第一項及び第七十条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第六十条第一項、第二百七十二條の四第一項、第二百七十二條の三十三第一項、第二百七十九條第一項、第二百八十条第一項、第二百八十九條第一項及び第二百九十條第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十八号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日